

投票日には

皆んな投票しましょう!!

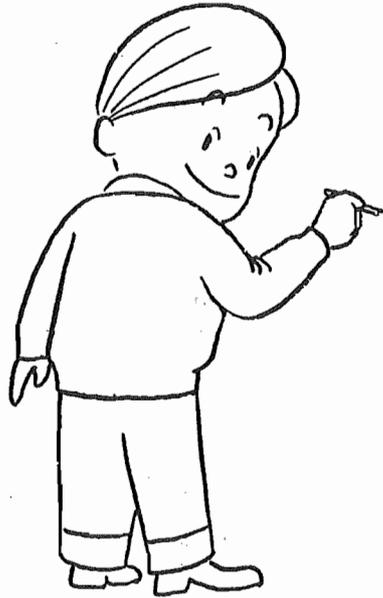
広報 あびこ

発行所
千葉県我孫子市役所
千葉県我孫子市我孫子1858番地
電話 あびこ(0471)82-1151(大代表)
昭和34年7月31日 第三種郵便物認可
発行日 毎月1日・16日・1部 2円

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

政治はあなたが主役です



投票所の変更
布佐東の一部は都青年館に

所 今まで布佐東の一部の地区、都地場は布佐支所が投票所でしたが、都青年館に変更になりました。

並木投票所は



中央公民館に投票所を新設

従来第一小学校が投票所だった区域が一部分割され今までの第一小学校のほか中央公民館が投票所として新設されました。このほか一部の地域では投票所の変更があります。選挙のときは、入場券を見てもう一度投票所を確かめましょう。

このほか並木投票所が今まで久寺家通りにありましたが、今度アピコファミリーボールの先に(ブレイブ仮設投票所)変更になりました。

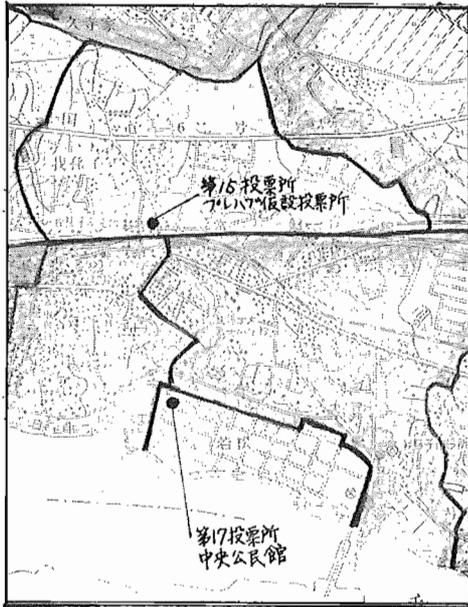
公務等で投票所へ
行けない方は不在者投票を

選挙する方は、投票当日投票所へ行って投票するが原則ですが、当日が公務等で投票所へ行けない人も出てきます。これらの人のために例外的に設けられたのが不在者投票制度です。

不在者投票理由は……
① 投票当日公務出張、勤務等のため自分の投票区の区域外において職務に従事している者
② やむを得ない用務のため当日他市町村に滞在している者(例……お産の手伝い、以前から予約していた旅行、法事、病気の看病等)
③ 投票日近くが出産予定日のため、歩行が著しく困難な者(これは、投票日当日には歩行が不可能となるであろうというだけでよいわけです)
④ 指定された病院に入院している患者
⑤ 転出者(今回の衆議院議員選挙については、県内、県外転出にかかわらず投票ができます)

書類は何か必要か
不在者投票をしようとする者は、告示日(十一月二十日)から投票前日(十二月九日)午後五時まで、選挙管理委員会に申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書に一定事項を記載、押印すればすぐに投票ができます。(支所、行政連絡所等では投票できません)宣誓書、請求書は選挙管理委員会にあります。

投票用紙には
ハッキリと
投票所では、衆議院議員選挙投票と最高裁判所裁判官国民審査投票が同時に行なわれます。
受け付けを経てはじめて渡されます黒字で印刷されたある投票用紙が衆議院議員選挙の投票用紙です。投票用紙には、候補者の氏名をはっきりと書き、記号や雑字は書きこまないようにしましょう。候補者の氏名を書いたところに記号や他事を書き加えたりした投票は、開票の際に無効投票として取り扱われますから、せつかつく投票が無駄になつてしまいます。



12月10日

午前7時から
投票時間
午後6時まで



